

居宅介護支援事業運営規程

株式会社セイブライフ

令和5年4月（改定版）

株式会社セイブライフが設置する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 要介護状態の利用者に対し、利用者の心身の特性を踏まえ、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

4 介護支援専門員が受け持つ利用者の件数は、法令に従い、介護支援専門員一人あたり平均40人未満とする。

5 事業所を他の事業から独立して位置づけ、人事・会計・物品等の管理を行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）事業所の名称 サポートセンターてまり

（2）事業所の所在地 新潟県阿賀野市庄ヶ宮293番地1

（職員の職種、員数、及び兼務の内容）

第4条 事業所に所属する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤、主任介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

（2）主任介護支援専門員 3名（常勤兼務1名（管理者と兼務）、常勤専従2名）

主任介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたりるとともに、介護支援専門員に助言、指導を行う。

（3）介護支援専門員 2名（常勤専従） 1名（非常勤専従）

（4）事務職員 1名（非常勤専従職員）

事務手続き、電話、来客の対応、その他の必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日及び年末年始(12月31日から1月3日)を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の内容及び提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行なう。
- (2) 利用者又は家族の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等で行う。
- (3) 利用する課題分析方法は、竹内式のアセスメントチャートを用いる。
- (4) 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点などを盛り込んだ、居宅サービス計画の原案を作成する。
- (5) 居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者におけるサービスの選択に資するよう、地域における指定居宅サービス事業所に関するサービスの内容、利用料の情報を適正に利用者又は家族に対して提供している。
- (6) 原案に位置づけられた居宅サービスの提供担当者を招集し、サービス担当者会議を開催し、各担当者から専門的見地からの意見を求める。居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定又は要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議をする。
- (7) 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるかどうかを区分した上で、当該居宅サービスの原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意をうる。又、作成した居宅サービス計画は利用者及び担当者に交付する。
- (8) モニタリングに当たっては、少なくとも1ヶ月に1回利用者の自宅を訪問し、利用者に面接を行い、結果を記録する。なお、これに関わらず利用者の容体や介護サービスに対する希望、要介護度等に変動があった場合は、要介護者の状態を把握できるよう、必要に応じて訪問頻度を高めるものとする。
- (9) 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、サービス計画実施状況の把握に努めるとともに、引き続き利用者の課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。
- (10) 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し理解しやすいよう、説明することとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし法定代理受領サービスの場合の本人負担額は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常事業を実施する地域は、次のとおりとする。

阿賀野市 新潟市（北区・江南区・秋葉区） 新発田市 五泉市

(事故発生時の対応)

第9条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第10条 自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、保存する。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

5 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の市町村等への申し立てに関して、利用者に対して必要な援助を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 居宅介護支援事業者は、社会的使命を十分に認識し、職員の資質の向上を図るため研究、研修の機会を設けるものとする。

2 従業者は、業務上知り得た秘密を決して漏えいしない。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行なうものとする。

3 サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

第12条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 居宅サービス計画

(2) アセスメントの結果記録

(3) サービス担当者会議の記録

(4) モニタリングの結果記録

(5) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(6) 苦情の内容等に関する記録

(7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前各号を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（利用者の家族 等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第15条 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

2 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業所従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

[付 則]

この運営規定は、令和5年4月1日より施行する。

この運営規定は、令和6年4月1日より施行する。

この運営規定は、令和7年4月1日より施行する。